



## 行政改革など経営努力の地方交付税への反映について

### 質 問

普通交付税の基準財政需要額の算定が、行政改革などの経営努力を反映するように見直されましたが、その内容はどのようなものですか。

### 回 答

#### 1. 経営努力算定の導入経緯

平成16年6月4日閣議決定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、地域の真の自立を目指して三位一体の改革に取り組むことが重ねて示されました。その一環として、「地方団体の効率的な行政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する」こととされました。

これを受けて、平成17年度から、行政改革による経費の削減や徴収率の向上など、地方団体の経営努力に応える算定を実施し、効率的な運営を促進するため、地方交付税の算定において地方自治体の経営努力が報われる算定（以下、「経営努力算定」と言う。）を導入することとされました。

#### 2. 地方交付税制度の趣旨と経営努力算定

そもそも、地方交付税制度は行政改革努力に中立的、もしくは行革インセンティブを内包したシステムとなっています。

まず、普通交付税の額を算定するために積算される基準財政需要額は、地方財政計画で予定される地方公務員数削減等の経費節減を前提に計算されます。このため、地方自治体は一定の経費節減を前提とした算定に対応した効率的な行政運営を求められることとなります。

一方、普通交付税の算定の前提以上に行政改革を進めた場合には、その分だけ財源に余裕ができ、他の施策を充実できる余地が生じます。これは、基準財政需要額の算定で見積もられるよりも効率的に事

務を行い、経費節減を一層進めた場合、その差額は普通交付税が削減されるのではなく、当該地方自治体が自由に利用できる一般財源として交付税が残るからです。

このように、行政改革に対するインセンティブを既に内包する普通交付税の算定において、重ねて経営努力算定が導入されたのは、次のような意義が認められたからです。

行政改革を推進する中では、全体としては経費の節減を図っていきつつも、行政改革の推進のために有用な経費等については充実・重点化することが必要であると認められます。そこで、行政改革を推進する際に必要となる経費を、その実績を示す客観的な指標を用いて基準財政需要額を増減させることで所要額が確保されるように措置することにも合理性があると考えられたのです。

つまり、経営努力算定は、基準財政需要額の積算過程の中に行政改革に必要となる経費を算入するとともに、客観的な指標でそれを増減させることで、地方交付税においても必要な経費を確保して、一層行政改革を推進する効果が高まることが期待されているものと言えます。

なお、以上からも明らかですが、経営努力算定は、決して基準財政需要額の無制限な増減をもたらすものではないことに留意して下さい。

#### 3. 算定方法と影響額など

平成17年度の普通交付税の算定から導入された経営努力算定は、具体的には以下の費目において関係経費が単位費用措置されました。あわせて、当該費目に経常態容補正が新設され、基準財政需要額が客観的な指標により増減する措置がとられています。

算定対象費目と、算入経費、並びに経常態容補正の基礎数値は次のとおりです。

- ①その他の諸費（人口）：IT経費など歳出削減の取組み強化に要する経費を算入し、一定割合

を決算統計の人件費・物件費等の増減率を歳出削減の実績を示す指標に用いることで補正措置

- ②徴税费：休日・時間外滞納整理経費等の徴税の取組み強化に要する経費を算入し、一定割合を税徴収率の増減や全国平均との差を徴税強化の実績を示す指標に用いることで補正措置

具体的な経常態容補正係数の算式については、自治大阪の平成18年2月号の普通交付税算定結果解説に詳細が示されていますので、こちらを参照して下さい。

なお、経営努力算定の影響額は、平成17年度算定では全国ベースで、歳出効率化努力に応じた算定で約400億円、徴収率向上努力に応じた算定で約100億円とされています。

また、今後の経営努力算定の取り扱いですが、平成18年度の普通交付税の算定においても、歳出削減の取組を反映する算定や、徴税強化の取組を反映する算定が、引き続き実施されます。加えて、新たに行政改革努力による地域振興への取組強化に伴い、地域振興関係経費について、行革の実績を示す指標に応じて算定することとされています。

#### 4. 最後に

平成17年度から基準財政需要額の積算過程に導入された経営努力算定のみが、市町村の行政改革努力を表す指標ではありません。

しかし、全国一律に、かつ客観的な指標を基に算定されていますので、個々の市町村の取り組んできた行政改革努力のバロメーターの一つになり得るものです。

もとより、行政改革は、それにより簡素で効率的な行政運営を図り、住民福祉の向上を実現するためのものであり、交付税額の多寡や指標の良否を目的とするものではありません。ただ、地方自治体の日々の努力の積み重ねを対外的に説明する道具になりうるものであり、同時に、過去の取組の自省材料となりうる指標として、経営努力算定の結果については、今後も注意を払っていただきたいと考えます。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)